

2006（平成18）年9月13日
放送と人権等権利に関する委員会決定第30号

権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]
委員長 竹田 稔

申立人 衆議院議員 仙谷由人
衆議院議員 枝野幸男

被申立人 株式会社テレビ朝日

・申立てに至る経緯

苦情の対象となった放送番組

テレビ朝日 報道ニュース番組『報道ステーション』

放送時間

2006年4月4日 午後9時54分～11時10分

4月5日 午後9時54分～11時10分

（テレビ朝日系列で全国放送）

被申立人テレビ朝日は、4月4日、5日の「報道ステーション」で、民主党代表選挙に関して報道したが、放送後に仙谷申立人側から、「政治評論家によって、虚偽の事実を摘示され、著しく名誉を毀損された。訂正放送か書面での謝罪を求める」と電話で抗議があった。その後、被申立人と仙谷申立人の間で3回にわたり話し合いが行われたが決着がつかず、5月23日仙谷申立人と枝野申立人が、連名でBRCに審理の申立てを行った。

これまでの双方の話し合いでは、申立人らは、「政治的な謀略的筋書きで一方向的に放送し、裏づけ取材なく虚偽の報道をした」などと主張したのに対し、被申立人は「真実ないし真実と信じるに足る相当な理由がある事実に基づいて論評を行ったものだ」と反論した。当委員会は、当該番組を視聴した上で、6月の委員会で審理入りを決定した。

．申立人の申立ての要旨

1．名誉毀損について

(1) 本件放送の企画意図と政治論評について

被申立人は、本件放送で、キャスター古舘伊知郎氏と、コメンテーターA氏とのやりとりの中で、民主党において代表選挙を行うこと自体が挙党態勢を崩すという構成のもとに放送した。

憶測や思い込みで、政治的謀略的筋書きを、一方的に公共性のある電波を利用して流すことによって、視聴者に誤った印象を与えた。しかも、申立人二人を含め、非難、批判する対象者に対し、被申立人側からはなんらの取材もなかった。

本件放送は、偏った取材、一方的立場に立ったうえで、事実を捏造し、フレームアップした事実に基づいて対立関係として構成し、片方に対する誹謗を行った。このような放送は、日本の政治に対する不信を助長するものであり、これがあたりまえになると、政治報道ジャーナリズムの自殺行為になることを憂慮する。

(2) 名誉毀損と放送局への要求

上記の構成に基づき、以下(3)に述べるような虚偽の事実を摘示した被申立人の本件放送により、申立人らは著しく名誉を侵害されたと思料するので、苦情を申立て、謝罪放送及び訂正放送を求める。

(3) 事実関係

被申立人は、下記の通り虚偽の事実に基づいて放送を行った。

4月4日の放送では、民主党において代表選挙を行うこと自体が挙党態勢を崩すという意図・構成のもとに、A氏は「選挙をやるべきとの主張に自民党までもが介入してきて、挙党態勢の確立を妨害しようとしている」「その張本人が、岡田さん、前原さんを担いだ若手グループ、そして、その後見人が仙谷さん」と名指しで紹介し、「代表が小沢さんの方に行ったら、どうも嫌なんだっていう形で、菅さんに出る出るとやり、結果として政府自民党に利することにしなければいいな、心配があるんですがね」と事実と反したコメントをした。

また、4月5日の放送では、A氏は「きのう申し上げたように、岡田さんを担ぎ前原さんを担いだ、後見人の仙谷さん」「末松さんが出てきたってことは、万万が一、この人に、ここが20人貸して、20人推薦人集めて出るということは、小沢さんへの批判票をとにかく一票でも多くつくりたいっていうのが、この仙谷さん、枝野さんという今この執行部を一年半やってきた、まあ前原さんたちの思惑なんです。豪腕小沢に圧勝されてしまうと、自分たちが発言できなくなるんじゃないか。ここがぐちゃぐちゃするもんですから、話もできない、共同会見もできないと、こういう形になってしまった」と一方的に断じた。

仙谷申立人は平成17年9月12日から平成18年3月3日までの間、枝野申立人は、平成16年6月以降（平成17年8月26日から9月17日までを除く）民主党においていわゆる「執行部」の役職についておらず、「この一年半執行部をやってきた」ものではない。また、申立人らはいずれも末松氏の立候補表明とは全く関係がなく、同氏から立候補表明の前後を通じて全く何の連絡もなかった。

これら諸点の報道は明確に事実と反している。

古舘氏は、4月5日の放送で「僕はね、こういう人たちね、評論家のように客観的に、うちの党は寄り合い所帯だからっていつている若手なんかの人の事聞いていると、はっきり言ってムカつくんですよ。テレビなんかでも言われているの、きっと」と若手を断罪している。ここまでくると、言いたい放題というべきで、「品位」の問題にとどまらない。

2. 放送倫理について

テレビ報道は、国民の権利に資するものとして、また言論の自由の核心として、その事実指摘・意見表明・批判・非難も広い範囲で許容されるべきであろう。

しかし、取材と事実に基づくことなく、何を言ってもよいということにはならない。図式にはめ込んだ上、加えて一方的立場に立ってなんらの根拠無く「反小沢」と決め付けたり、「ここがぐちゃぐちゃするもんですから話もできない、共同会見もできない、こういう形になってしまった」などと事実を捏造するなどということは許されるはずもない。

A氏は「仙谷さんとこのグループ（中堅若手）は反小沢グループで、この話し合いで小沢氏へ一本化する動きに異を唱えている」と独断し、憶測を逞しくするとともに、偏頗な情報源から聞きかじった“事実”を強引にあてはめて編集し、これを古舘氏とA氏とのかけ合いで、いわばプロレス中継のように「善玉vs悪役」バトルに仕立て上げ、放送したものである。

・被申立人の答弁の要旨

1. 名誉毀損について

(1) 本件放送の企画意図と政治論評について

本件放送の企画意図は、民主党の代表選挙がどのように行なわれ、内部でどのような話し合いが行われているのかを、視聴者にわかりやすく伝えようと、政治ジャーナリストのA氏をゲストに迎え、同氏の論評を含めて代表選の行方を放送したものである。末延氏は、自身が民主党内やそのほかの複数の情報源から取材

した情報をもとに番組内で解説論評したもので、申立人らが指摘するような、虚偽の報道をして名誉を傷つけたものではない。

(2) 名誉毀損と放送局への要求

本件放送は、公共の利害に関する事項について、専ら公益を図る目的で放送したもので、その重要な部分において真実ないし真実と信じるに足りる相当な理由がある事実に基づいている。そもそも申立人らが虚偽であるとする本件放送の当該部分は、申立人らの社会的評価を低下させるものではなく、申立人らの名誉を毀損するものではない。

(3) 事実関係

虚偽の事実に基づいて放送を行ったと指摘された部分について反論する。

「岡田さんを担ぎ前原さんを担いだ若手グループ、その後見人は仙谷さん」との部分は、A氏の取材に基づくもので、また、「(若手グループの)後見人は仙谷さん」という表現は、新聞報道にもしばしば登場している。

「結果として自民党を利する」との部分は、新代表選びが話し合いでなく選挙で行われると「民主党の力を削ぎ、結果として自民党を利する」という末延氏の論評である。

申立人らは、仙谷氏は前原代表体制のもとでは執行部といわれる役職には就いていないと主張しているが、反論書で申立人らが認めているように、仙谷申立人は前原代表体制のもとで本年3月3日から幹事長代理となっている。また、申立人らは、「今執行部を1年半やってきた」との点を問題にしているが、同部分は前原氏らについて述べたもので、申立人らについて述べたものではない。

申立人らは、本件放送が、申立人らのグループが末松氏の立候補のために、20名を貸すとしているのは捏造であると主張している。しかし、本件放送の当該部分は、末松氏が立候補の意思を表明したとの事実に関し、万万が一中堅若手の反小沢グループが協力して末松氏が20人の推薦人を集め立候補するようになることがあると仮定した場合は、それは小沢氏への批判票を1票でも多く集めたいとの思惑が反小沢グループにあるからだとしたもので、反小沢グループが末松氏に推薦人を貸したと指摘したのではなく、もし仮にそのようなことがあるとすれば、上記のような思惑によるものではないかと論評したに過ぎないもので、虚偽の事実に基づくものではないことが明らかである。

上記のとおり、いずれも真実ないし真実と信じるに足りる相当な理由がある事実に基づく公正な論評に該当するものであり、申立人らの指摘部分は、そもそも申立人らの名誉を毀損するものでもない。

申立人らは、古館氏が「僕はねこういう人達ね、評論家の様に客観的に、うちの党は寄り合い所帯だからっていつている若手なんかの人の事聞いていると

はっきり言ってムカつくんですよ。テレビなんかで言われているの、きっと」とコメントしたことを問題にしている。

しかし、同発言は申立人らについての発言でないことが明らかであり、申立人らの名誉を毀損するものではない。

2. 放送倫理について

申立人らは、本件放送は、仙谷申立人と中堅若手グループは「話し合いで小沢氏へ一本化する」動きに異を唱えているとして、悪役に仕立て上げていると主張している。

しかし、A氏の論評は、小沢・菅・鳩山三氏が中心になって一つにならないと二大政党も根幹から崩れることになり、与党自民党の一方的な政治主導になるという危機的な状況に陥らないよう野党第一党としての確固たる地盤を築いてもらいたいとの望みを込め解説したものと認識している。本件放送における上記論評が、申立人らが「話し合いで小沢氏へ一本化する」動きに異を唱えていると批判するものであるとしても、申立人らはその政治的立場から一本化に異を唱えていたものであり、申立人らの社会的評価を低下させるものと言うことはできない。

委員会の判断

1. 名誉毀損の成否について

(1) 本件放送の性格と政治的論評の自由について

本件放送は、民主党の代表選挙戦における「事実報道」を直接の目的とするものというよりは、ゲストコメンテーターを招き、その独自に取材したところを基にした政治的論評が主要な部分を占めており、当該ゲストは、民主党が自民党に対して政治的に拮抗できる政党として復活する上で、小沢氏を中心に再編されようとしている民主党の求心力が問われるという観点から、民主党の諸グループや有力党幹部の動向などを論じたものといえる。

一般に、民主主義社会におけるメディアには、国民の知る権利に奉仕するという役割があり、そのために、自由な論評が保障されなければならないが、政治家の政治的動向に対する論評は、国民が多角的な視点から自らの政治的選択をすることに役立つものであるべきであり、当然のことながら、メディアが特定の政治家に対する人身攻撃を主たる目的とする論評により当該政治家の社会的評価を低下させる放送をしたときは、当該放送は表現の自由の保障の範囲を逸脱するものとして名誉毀損に当たる。

当委員会は、以下、上記のような観点から申立人らの申立ての内容を検討した。

(2) 社会的評価の低下の有無について

まず、申立人らは本件放送によって、自らの社会的評価が低下したことを前提として名誉毀損があったと主張している。

しかし、本件放送は、申立人らの立場から見れば、申立人らが民主党代表選において小沢代表の選出に対して一定の消極的ないし対立的な言動をとったとの印象を与えたかもしれない。しかし、それは、党内における党人の行動として問題にされることはあっても、一般視聴者の立場から見るかぎり、申立人らについては、党内において異なった意見を持ち、それに基づく行動があったというだけで、それは政党人として当然ありうべきことであって、申立人らの政治家としての、あるいは人格的な面での否定的評価に結びつくとは考えられず、その実害があったとの主張もない本件においては、当委員会が直ちに救済しなければならないような社会的評価の低下があったと認めることはできない。

したがって、名誉毀損に関して確立している違法性阻却の議論をするまでもなく、名誉毀損が成立しないことは明らかである。

(3) 違法性阻却事由の存否について

仮に、何らかの意味で申立人らの社会的評価が低下したということがあったとしても、本件放送については、以下の理由で、その違法性は阻却される。

すなわち、本件放送が、二大政党の一つで、政権奪取を目的とする民主党の代表選挙に関する論評であり、公共の利害に関する事項を取り扱ったものであって、人身攻撃を主眼とするものとは言いがたく、もっぱら公益目的で行われたものであることは、本件放送を全体としてみた場合明らかであるといえよう。

このような場合、その論評の前提となった事実が、真実もしくは真実とみなす上で相当性があるときは、その違法性は阻却される。

本件申立てにおいて、具体的に指摘されているのは以下の諸点である。

仙谷申立人が若手議員たちの「後見人的立場にある」と指摘されたことについて（報道ステーション4月4日・5日放送分）

ゲストコメンテーターがその独自の取材によって、申立人らの議員としての日常の言動を認識した上で、若手議員グループの「後見人」、岡田さん、前原さんを担いだ「後見役」と指摘したことは、一般に言われている評価を述べたものであるが、「後見人」というのは、この場合、比喩的に用いられた言葉であって、ことの性質上、「後見人であるか否か」は事実の真否という次元で確認されなければならない性格の問題ではない。本件放送の全体的構成や発言内容に照らしても、一般の視聴者は「若手議員の先輩格として、あるいは岡田、前原両氏に対する影響力のある人物」という意味に認識し、受け止めるものということができる。

このような意味に解される「後見人」との表現があったとしても、それは事

実認識において誤りとは断定できず、同様の表現は、すでに新聞報道にも見られるところであって、真実であると判断したことには相当性があるというべきであり、この点に関する本件放送については、違法性を認めることはできない。

申立人らが同党の「執行部の一員として反小沢の行動をした」との指摘について（報道ステーション4月5日放送分）

これは、末松議員の代表選参戦の動きについて、「何がこうしたいかと言うと、小沢さんへの批判票をとにかく一票でも多く作りたいというのがこの仙谷さん、枝野さんという、今執行部をこの1年半やってきた前原さんたちの思惑なんです」との指摘についてである。

まず、判断の前提として、次のことを指摘しておく必要がある。党の代表選にあたって、誰がどういう立場でどう動き、それが結果にどう影響するのか、という問題は政党として党外に開示されることはまずありえないことであるが、反面、二大政党、政権交代を標榜する大政党の代表者に誰が就くことになるのかは国民、視聴者の正当な関心事である。その時点における大勢を概観し、主な候補者の動向を論評し、さらに有力な候補者への対抗勢力の存在を指摘し、あるべきと考える方向を示唆したのが本件放送の内容であり、意図するところであったと考えられるが、この種の放送において、ある程度合理的な範囲での推測に基づいて論評することは通常行われているところであり、それが特定の政治家に対する人身攻撃を主たる目的としていないかぎり、問題とされることはない。

そこで、論評の前提となる事実として問題とされる発言については、申立人らが直接末松議員擁立に具体的に行動したかどうかについて、コメンテーターとしては、もう少し慎重な発言をすることが望ましかったといえるが、水面下の行動について諸般の事情をふまえて、この程度の推測をすることはあながち不当とは言えず、当時の状況からすれば末松議員一人だけの判断での立候補は通常考えられないので、小沢批判グループの支持があったのではないかとの発言は、真実と考えることに相当性を認めることができる。

また、申立人両名がこの1年半、執行部を担ったとする発言が真実に反するという主張については、その全期間を通じて両名が執行部を担ったかどうかは別として、その間の一時期執行部の一員であったことは事実であり、文脈上「1年半」は「前原さんたち」にかかるとも聞こえ、期間についてやや正確性に欠けるところがあったが、活字媒体ではない、生放送での発言として、その点に違法性があるとまではいえない。

したがって、この点に関する放送についても、公正な論評の範囲内であって全体として違法性はない。

2．放送倫理違反の有無

上記のとおり、当委員会は、本件放送が申立人らについて、名誉毀損は認められないとの見解を採るものであるが、本件のような政治的論評のあり方について、政治的な公正、中立に配慮すること、あるいは、批判される側への取材など、論評の客観的妥当性を確保するための努力が求められることは、申立人らの主張するとおりである。

しかし、政治的な状況が激変している中で、現れているかぎりの事象をもとに緊急に論評をすることもメディアにとっては避けることのできない責務であり、専門家の蓄積した知見をもとに現状を分かりやすく説明し、国民の意見の形成に資する番組を企画し放送する必要性は大きく、民主党代表選についての一つの意見として提示した本件放送については、放送倫理に違反したものとはいえない。

3．結論

申立人らは、いずれも政治家として、著名な存在であり、その政治的言動についてメディアが報道、論評をすることは、国民の知る権利との関係でも、また開かれた民主的な政治体制を維持する上で重要なことである。このような立場にある政治家は、その政治的動向、時にはそのプライバシーを報道、論評されることにおいて、公共性、公益目的があるとされる場合が多く、公務員、あるいは公職選挙によって選ばれた者として、一般私人よりも受忍すべき限度は高く、寛容でなければならない立場にある。

本件は、そもそも本件放送によって社会的評価を低下させたものとは認められず、名誉毀損をもって論じるケースではないし、申立人らが民主党の有力な政治家であり、自らも、メディアを通じて、その批判について反論する機会を有するだけの政治的な力量をもつ以上、むしろこのような自由な論評は甘受すべきであり、本件放送を論難することについては、報道の自由を堅持し、政治的干渉からの自由を擁護することを通じ、民主主義を維持発展させるという観点から疑問なしとしない。

そのほか、申立ての中で、民主党、あるいは一部若手グループに対する批判を不相当と主張していると思われる点については、申立人個人の名誉毀損の有無、それに関する放送倫理違反の有無を審理する当委員会に与えられた任務の範囲を超えるものであるので、その当否については判断しないこととする。

・審理経過

審理経過は以下の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2006年5月23日	申立人から、BRCに「苦情申立書」届く。 苦情内容を被申立人テレビ朝日に連絡
6月 9日	テレビ朝日、「経過説明書」と「当該番組VTR」を提出
6月20日	第113回委員会で審理入りを決定
6月28日	テレビ朝日、「答弁書」を提出、同日申立人に送付
7月 7日	申立人、「反論書」を提出、同日テレビ朝日に送付
7月13日	テレビ朝日、「再答弁書」を提出、同日申立人に送付
7月18日	第114回委員会、実質審理に入る
8月 8日	起草委員会
8月22日	第115回委員会。ヒアリング並びに「決定草案」を審理
9月 6日	持ち回り委員会にて「決定案」を了承
9月13日	「決定」を通知・公表